

日発健公告 30-3  
平成 31 年 2 月 20 日

日本発条健康保険組合  
理事長 嘉戸 廣之

### 組合規約変更の件

組合規約の一部を下記の通り変更する。

新	旧
(一般保険料の負担割合) 第 5 7 条 一般保険料額の <u>8 4.9</u> 分の <u>4 9. 7</u> は事業主、 <u>8 4.9</u> 分の <u>3 5.2</u> は被保険者において負 担する。	(一般保険料の負担割合) 第 5 7 条 一般保険料額の <u>8 6.9</u> 分の <u>5 1. 6 2 7 3</u> は事業主、 <u>8 6.9</u> 分 <u>3 5.2 7 2 7</u> は被保険者において負 担する。
附 則 (施行期日) この規約は、 <u>平成 31 年 3 月 1 日</u> から施行する。	附 則 (施行期日) この規約は、 <u>平成 30 年 9 月 1 日</u> から施行する。